

令和5年6月30日

半田市立小中学校保護者の皆様へ

半田市教育委員会
教育長 鈴川 慶光

「感染性疾患出席停止・許可証明書」及び「インフルエンザ治癒報告書」 について

保護者の皆様におかれましては、日頃より半田市の教育に対しまして、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に移行されました。これに伴い、「感染症に関する出席停止・許可証明書」及び「インフルエンザ治癒報告書」について下記のとおり整理いたします。

記

- 1 「感染性疾患出席停止・許可証明書」について（医療機関にて発行しているものです）
 - 「新型コロナウイルス感染症」や「季節性インフルエンザ」については、医療のひっ迫を回避するため、「感染者であった児童生徒等が学校に登校するに当たり、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないように」とされています。
「新型コロナウイルス感染症」「季節性インフルエンザ」につきましては、医療機関から「出席停止・許可証明書」は発行されません。

【感染性疾患出席停止・許可証明書】

感染性疾患出席停止・許可証明書	
学年	組 氏名
病名	
[第1種]	1. 第1種の感染症（ ）
[第2種]	2. 百日咳 3. 麻疹 4. 流行性耳下腺炎、 5. 風しん 6. 水痘 7. 咽頭結膜熱 8. 結核 9. 髄膜炎菌性髄膜炎
[第3種]	10. 腸管出血性大腸菌感染症 11. 流行性角結膜炎 12. 急性出血性結膜炎 13. その他の感染症（ ）
[その他]	14. 溶連菌感染症 15. 伝染性膿痂疹
上記の疾病のため	月 日 から出席を停止します。
感染の恐れがなくなったので	月 日 から出席を許可します。
学校長	令和 年 月 日
幼稚園長 殿	
保育園長	医師名
こども園長	

2 「インフルエンザ治癒報告書」について

- 令和2年12月より、保護者にご記入いただき、学校に提出していただいていた「インフルエンザ治癒報告書」を廃止し、提出を不要とします。

3 「新型コロナウイルス感染症」「季節性インフルエンザ」の出席停止期間について

- お子様が「季節性インフルエンザ」「新型コロナウイルス」に感染された場合は、裏面【出席停止期間の数え方】をご確認ください。

裏面に続きます→→

【季節性インフルエンザ出席停止期間の数え方】

発症した日を0日目とし、「発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで」となります。そのため最短でも5日は登校できないこととなります。

発症 解熱	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日			登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日		登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校可

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の数え方】

発症した日を0日目とし、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。そのため最短でも5日は登校できないこととなります。

発症 軽快	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目
1日目に軽快	発熱等	軽快	軽快後 1日				登校可	
2日目に軽快	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日			登校可	
3日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日		登校可	
4日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日	登校可	
5日目に軽快	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	軽快	軽快後 1日	登校可

※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用にご協力ください。

本件へのお問い合わせは、半田市教育委員会 学校教育課までお願いします。

担 当 半田市教育委員会 学校教育課

電 話 0569-84-0688 (ダイヤルイン)